

大阪市パートナーシップ宣誓証明について

第1 証明する事項

「性的マイノリティ」がその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて、当事者からの申出に基づき「パートナーシップ関係」にある旨の宣誓をしたことを証明する。

第2 証明の対象者

戸籍上の性が同じ人同士のパートナーシップ関係だけでなく、戸籍上の性が異なる人同士の関係も証明の対象とする。

第3 証明をするに当たっての当事者の要件

- (1) とともに成年者であること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者であること。
- (3) とともに配偶者がなく、かつ、当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 婚姻をすることができない近親者（養親子等を除く。）同士の関係にないこと。

第4 宣誓の方法

1 宣誓の方式

両当事者が第3の要件を満たしていることなど所定の事項をそれぞれ自書した宣誓書に、次に掲げる書類を添付して提出

- (1) 住所及び独身を証明する書類
- (2) とともに市外居住者であるときは、少なくともいずれか一方が市内転入予定であることを疎明する資料

2 宣誓書の代筆

当事者が自書することができないときは、本市職員及び両当事者の立会いの下での当該当事者以外の者による代筆も可とする。

3 本人確認

両当事者には、宣誓書の提出時に運転免許証等の本人確認書類の提示を求める。

第5 証明の方法

1 受領証の交付

宣誓の証明は、当該宣誓をした当事者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(以下「受領証」という。)を交付して行う。

2 宣誓書の副本等の交付

受領証のほか、受領印を押印した宣誓書(第3の要件充足を確認する署名部分を除く)の副本を交付する。当事者が副本ではなくコピーを希望する場合はコピーを交付する。

第6 通称の使用

氏名を使用し難い特別の事情があると認めるときは、宣誓書（第3の要件充足を確認する署名部分を除く）及び受領証に氏名に代えて通称を使用できることとする。

第7 受領証の再交付

受領証の交付を受けた者が、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付する。

第8 受領証の返還

受領証の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、受領証の返還を求めるものとする。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 当事者の一方が死亡したとき。
- (3) 両当事者が第3の(2)及び(3)記載の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 宣誓時に両当事者が第3記載の要件を満たしていなかったことが判明したとき。

第9 当事者のプライバシー保護

証明に関する事務は設備の整っている大阪市人権啓発・相談センターにおいて行う。宣誓時に必要となる配慮事項等についての当事者の意向確認のため事前調整を行う。

第10 本市施策の推進に当たっての配慮規定の明記

本市施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重しパートナーシップ関係にある当事者に十分に配慮するという趣旨の規定を制度要綱に明記する。

第11 制度の運用開始期日

平成30年〇月〇日

ただし、第9記載の事前調整等は、運用開始日前から随時行う。

第12 その他

受領証は、携帯しやすいカード型にし、裏面に提示を受けた人に配慮を要請するメッセージを記載

宣誓書及び受領証には親しみやすい図柄入りのものを数種類作成し、当事者が任意に選択